

# 介護老人保健施設 重要事項説明書（基本型）

（令和7年1月1日）

わたのみ荘

## 1. 事業所の概要

名称 : 医療法人 徳真会 介護老人保健施設 わたのみ荘  
 所在地 : 真岡市荒町3-46-9  
 電話番号 : 0285-83-6161  
 事業所番号 : 栃木県指定 第0950980037号 平成12年4月1日指定  
 管理者氏名 : 施設長 前田 真由美  
 利用定員 : 100名

## 2. 運営方針

- ・わたのみ荘では、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指した施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- ・わたのみ荘では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ・当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ・わたのみ荘は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスを受けることができるよう努める。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
- ・介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## 3. 施設の概要

構造 : SRC5階建（耐火建築）  
 建築面積 : 1,279.61㎡  
 延床面積 : 3,615.03㎡（併設施設との共用506.17㎡）  
 利用定員 : 100名  
 療養室の種類 :

種類	個室	2人室	4人室
室数	4室	8室	20室

- ・入居ご希望の療養室種類をお申し出ください。但し、ご契約者の心身の状況や療養室の空き状況等により、ご希望に添えない場合もございます。
- ・療養室の変更について、ご契約者等から申し出があった場合は、療養室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、ご契約者の心身の状況等により療養室を変更する場合があります。その際にはご契約者やご家族等との協議の上、決定するものといたします。

主な設備	数	備考	主な設備	数	備考
食堂	2		一般・介助浴室	1	座位浴槽1台
機能訓練室	1		特殊浴室	1	臥位浴槽1台
レクリエーションルーム	1	カラオケ・映画	診察室	1	
デイルーム	1				

## 4. 職員の体制

職種	員数	備考	職種	員数	備考
施設長(医師)	1		介護職員	4	(介護助手含む)
薬剤師	1	兼務	管理栄養士	4	
理学・作業療法士	5	兼務	支援相談員	2	
看護職員	13		事務員	2	
介護福祉士	25		介護支援専門員	3	兼務

## 5. 職員の勤務体制

勤務体制	時間	勤務体制	時間
日勤	8:15~17:15	遅番①	9:30~18:30
夜勤	16:45~9:00	遅番②	10:00~19:00
夜間体制	職員4名(うち1名看護職員)		

## 6. 提供サービスの概要

- (1) 食事 : 管理栄養士等の作成したメニューを提供いたします。  
 (2) 入浴 : 利用者の身体状態に応じた入浴形態で入浴いただきます。  
 (3) 日常生活援助 : 施設サービス計画に従って提供いたします。  
 (4) 機能訓練 : 理学・作業療法士等による訓練を実施いたします。  
 (5) 健康管理 : 医師及び看護・介護職員により健康に留意いたします。  
 (6) 相談及び援助 : 日常生活に関する悩みや介護サービスに関する事等、何でもご相談ください。  
 (7) 施設サービス計画 : 包括的自立支援プログラム方式にて作成いたします。

## 7. 利用単位(料金)

- (1) 1割負担の場合 注: サービス利用状況や加算の有無によって、負担額は変動いたします。

### 第4段階－利用者負担額(日額) 多床室

(1単位=10.14円/地域区分単価)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 基本サービス単位	793単位	843単位	908単位	961単位	1,012単位
② 夜勤職員配置加算	24単位				
③ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位				
④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (①+②+③)×4.4%	加算率4.4%				
⑤ 介護保険から給付される金額	7,992円	8,469円	9,089円	9,594円	10,080円
⑥ サービス利用に係る自己負担額	889円	942円	1,010円	1,066円	1,120円
⑦ 居住費	500円				
⑧ 食費	1,800円				
⑨ 日常生活品費	160円				
⑩ 教養娯楽費	120円				
自己負担額計(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	3,469円	3,522円	3,590円	3,646円	3,700円

### 第4段階－利用者負担額(日額) 従来型個室

(1単位=10.14円/地域区分単価)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 基本サービス単位	717単位	763単位	828単位	883単位	932単位
② 夜勤職員配置加算	24単位				
③ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位				
④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (①+②+③)×4.4%	加算率4.4%				
⑤ 介護保険から給付される金額	7,269円	7,707円	8,326円	8,850円	9,317円
⑥ サービス利用に係る自己負担額	808円	857円	926円	984円	1,036円
⑦ 居住費	1,800円				
⑧ 食費	1,640円				
⑨ 日常生活品費	160円				
⑩ 教養娯楽費	120円				
自己負担額計(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	4,528円	4,577円	4,646円	4,704円	4,756円

- \*入所後30日間に限り、上記サービス利用に係る自己負担額に1日につき初期加算(Ⅰ)60単位又は(Ⅱ)30単位が加算となります。  
 \*外泊された場合には、外泊初日と最終日以外(1月に6日を限度)は、基本サービス単位が一律362単位となります。  
 \*負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費及び居住費(滞在費)の負担限度額が、1日にお支払いいただく上限となります。

- (2) 2割負担の場合 注: サービス利用状況や加算の有無によって、負担額は変動いたします。

### 第4段階－利用者負担額(日額) 多床室

(1単位=10.14円/地域区分単価)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 基本サービス単位	793単位	843単位	908単位	961単位	1,012単位
② 夜勤職員配置加算	24単位				
③ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位				
④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (①+②+③)×4.4%	加算率4.4%				
⑤ 介護保険から給付される金額	7,104円	7,528円	8,079円	8,528円	8,960円
⑥ サービス利用に係る自己負担額	1,777円	1,883円	2,020円	2,132円	2,240円
⑦ 居住費	500円				

⑧ 食費	1,800円				
⑨ 日常生活品費	160円				
⑩ 教養娯楽費	120円				
自己負担額計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	4,357円	4,463円	4,600円	4,712円	4,820円

第4段階－利用者負担額(月額) 従来型個室

(1単位=10.14円/地域区分単価)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 基本サービス単位	717単位	763単位	828単位	883単位	932単位
② 夜勤職員配置加算	24単位				
③ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位				
④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (①+②+③)×4.4%	加算率4.4%				
⑤ 介護保険から給付される金額	6,461円	6,851円	7,401円	7,867円	8,282円
⑥ サービス利用に係る自己負担額	1,616円	1,713円	1,851円	1,967円	2,071円
⑦ 居住費	1,640円				
⑧ 食費	1,800円				
⑨ 日常生活品費	160円				
⑩ 教養娯楽費	120円				
自己負担額計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	5,336円	5,433円	5,571円	5,687円	5,791円

\*入所後30日間に限り、上記サービス利用に係る自己負担額に1日につき初期加算(Ⅰ)60単位又は(Ⅱ)30単位が加算となります。  
\*外泊された場合には、外泊初日と最終日以外(1月に6日を限度)は、基本サービス単位が一律362単位となります。

(3) 3割負担の場合 注: サービス利用状況や加算の有無によって、負担額は変動いたします。

第4段階－利用者負担額(月額) 多床室

(1単位=10.14円/地域区分単価)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 基本サービス単位	793単位	843単位	908単位	961単位	1,012単位
② 夜勤職員配置加算	24単位				
③ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位				
④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (①+②+③)×4.4%	加算率4.4%				
⑤ 介護保険から給付される金額	6,216円	6,587円	7,069円	7,462円	7,840円
⑥ サービス利用に係る自己負担額	2,665円	2,824円	3,030円	3,198円	3,360円
⑦ 居住費	500円				
⑧ 食費	1,800円				
⑨ 日常生活品費	160円				
⑩ 教養娯楽費	120円				
自己負担額計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	5,245円	5,404円	5,610円	5,778円	5,940円

第4段階－利用者負担額(月額) 従来型個室

(1単位=10.14円/地域区分単価)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 基本サービス単位	717単位	763単位	828単位	883単位	932単位
② 夜勤職員配置加算	24単位				
③ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位				
④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (①+②+③)×4.4%	加算率4.4%				
⑤ 介護保険から給付される金額	5,653円	5,994円	6,476円	6,883円	7,247円
⑥ サービス利用に係る自己負担額	2,424円	2,570円	2,776円	2,951円	3,106円
⑦ 居住費	1,640円				
⑧ 食費	1,800円				
⑨ 日常生活品費	160円				
⑩ 教養娯楽費	120円				
自己負担額計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	6,144円	6,290円	6,496円	6,671円	6,826円

\*入所後30日間に限り、上記サービス利用に係る自己負担額に1日につき初期加算(Ⅰ)60単位又は(Ⅱ)30単位が加算となります。  
\*外泊された場合には、外泊初日と最終日以外(1月に6日を限度)は、基本サービス単位が一律362単位となります。

## 8. 加算料金と概要

- (1) 夜勤職員配置加算 : 24単位/日  
夜勤者(看護・介護職員)を入所者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上配置した場合にお支払いいただきます。
- (2) 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) : 258単位/日(入所日から3月以内)  
早期に在宅復帰における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的にリハビリテーションを実施した場合であって、入所時及び1月に1回以上ADL等のの評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合にお支払いいただきます。
- (3) 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) : 200単位/日(入所日から3月以内)  
早期に在宅復帰における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的にリハビリテーションを実施した場合にお支払いいただきます。
- (4) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) : 240単位/日(入所日から3月以内)  
認知症を有し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された入所者に対して、短期集中的にリハビリテーションを実施し、退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえたリハビリ計画を策した場合に、1週に3日を限度として上記加算(2)又は(3)に加えてお支払いいただきます。
- (5) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) : 120単位/日(入所日から3月以内)  
認知症を有し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された入所者に対して、短期集中的にリハビリテーションを実施した場合に、1週に3日を限度として上記加算(2)又は(3)に加えてお支払いいただきます。
- (6) 若年性認知症入所者受入加算 : 120単位/日  
認知症と診断された65歳未満の入所者に対し、個別の担当者を配置してケアを行っている場合に、65歳の誕生日の前々日までを対象にお支払いいただきます。
- (7) 退所時栄養情報連携加算 : 70単位/回  
特別食を必要又は低栄養状態にあると判断した入所者が退所する際に、退所後の主治医や介護支援専門員に対して、管理栄養士が栄養管理に対する情報を提供した場合にお支払いいただきます。
- (8) 再入所時栄養連携加算 : 200単位/回  
入所者が退所し、病院又は診療所入院した場合であって、当該入所者が退院した後に再度当施設に入所する際の栄養管理について、相互の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を策定した場合にお支払いいただきます。
- (9) 入所前後訪問指導加算(Ⅰ) : 450単位/回  
入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合にお支払いいただきます。
- (10) 試行的退所時指導加算 : 400単位/回  
入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族に対して、退所後の療養上の指導を行った場合又は、退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合にお支払いいただきます。
- (11) 退所時情報提供加算(Ⅰ) : 500単位/回  
入所期間が1月を超える入所者が居宅へ退所し、その居宅において療養を継続する場合において、退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合又は退所後に居宅ではなく他の社会福祉施設等に入所した場合に対して同様に情報を提供した場合にお支払いいただきます。
- (12) 退所時情報提供加算(Ⅱ) : 250単位/回  
入所期間が1月を超える入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合又はにお支払いいただきます。
- (13) 入退所前連携加算(Ⅰ) : 600単位/回  
入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、退所に先立って利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者に係る居宅サービス又は他地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定介護支援事業者との連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合にお支払いいただきます。
- (14) 入退所前連携加算(Ⅱ) : 400単位/回  
入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を決めた場合にお支払いいただきます。
- (15) 協力医療機関連携加算(1) : 100単位/月(令和7年4月1日～50単位/月)  
診療体制等の連携している協力医療機関との間で、当該入所者の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合にお支払いいただきます。
- (16) 栄養マネジメント強化加算 : 11単位/日  
厚生労働省が定める管理栄養士の配置の上、給食管理を実施し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、多職種共同にて栄養ケア計画に基づき食事の観察、入所者ごとの栄養状態や嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施し、その内容等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理をした場合にお支払いいただきます。

- (17) 経口移行加算 : 28単位/日 (180日以内)  
 経管により食事を摂取する入所者に対して、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合にお支払いいただきます。
- (18) 経口維持加算(Ⅰ) : 400単位/月  
 経口で食事を摂取する方が、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる入所者に対して、多職種共同により栄養管理等に関する経口維持計画を作成し、計画に従う管理を行った場合にお支払いいただきます。
- (19) 経口維持加算(Ⅱ) : 100単位/月  
 経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等を多職種共同で管理をした場合にお支払いいただきます。
- (20) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) : 90単位/月  
 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当施設の介護職員に対し入所者の口腔衛生に係わる技術的助言及び指導が年2回以上実施した場合にお支払いいただきます。
- (21) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) : 110単位/月  
 口腔衛生管理加算(Ⅰ)に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合にお支払いいただきます。
- (22) 療養食加算 : 6単位/回  
 医師の食事せんに基づく療養食をお摂り頂いた場合にお支払いいただきます。
- (23) 緊急時治療管理 : 518単位/日 (連続する3日まで/月)  
 入所者の病状が著しく変化した場合に、緊急やむを得ない事情により施設にて緊急的な医療行為等を行った場合にお支払いいただきます。
- (24) 所定疾患施設療養費(Ⅱ) : 480単位/日 (連続する10日まで/月)  
 肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の入所者に対して、施設内において投薬、検査、注射、処置等を行った場合にお支払いいただきます。(肺炎及び尿路感染症については検査実施の場合)
- (25) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) : 33単位/月  
 入所者ごとのリハビリテーション実施計画書に基づくりハビリを提供し、当該計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合にお支払いいただきます。
- (26) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) : 3単位/月  
 入所者ごとの褥瘡の発生等について、入所時等に評価するとともに、三月に一回の評価を実施し、その評価結果等を厚生労働省に提供している場合、及び評価の結果、発生リスクがあるとされた入所者ごとに、多職種共同により褥瘡ケア計画を作成し、継続的に管理している場合にお支払いいただきます。
- (27) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) : 13単位/月  
 褥瘡管理の取組みに加え、評価の結果、発生リスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がなかった場合にお支払いいただきます。
- (28) 排せつ支援加算(Ⅰ) : 10単位/月  
 入所者ごとの排泄状態について、入所時等に評価するとともに、六月に一回の評価を実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出した場合、及び評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる入所者について、多職種共同により支援計画書を作成し、継続的に支援を行っている場合にお支払いいただきます。
- (29) 排せつ支援加算(Ⅱ) : 15単位/月  
 排泄支援管理の取組みに加え、入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又はオムツ使用ありから使用なしに改善した場合にお支払いいただきます。
- (30) 排せつ支援加算(Ⅲ) : 20単位/月  
 排泄支援管理の取組みに加え、入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつオムツ使用ありから使用なしに改善した場合にお支払いいただきます。
- (31) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) : 40単位/月  
 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合にお支払いいただきます。
- (32) 安全対策体制加算 : 20単位/回 (入所初日のみ)  
 安全対策委員会の設置及び外部研修を受けた担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合にお支払いいただきます。
- (33) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) : 22単位/日  
 当該サービス提供における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上又は勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上の場合にお支払いいただきます。
- (34) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) : 5単位/月  
 厚生労働省が定める医療機関から、3年に1回以上施設内で感染症が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合にお支払いいただきます。

- (35) 新興感染症等施設療養費 : 240単位/日  
入所者が新興感染症(厚生労働省が定める感染症)に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度としてお支払いいただきます。
- (36) 生活性向上推進体制加算(Ⅱ) : 10単位/月  
利用者等の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上の改善活動を継続に実施している場合にお支払いいただきます。
- (37) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) : 4.4%  
介護職員に対し、当該加算を上回る賃金改善に関する計画を策定し、実施している場合にお支払いいただきます。
- (38) ターミナルケア加算 : 1,900単位・910単位・160単位・72単位/日  
医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと判断し、入所者の又は家族等の同意を得て入所者のターミナルケアに係わる計画を作成し、医師、看護職員、介護職員等が共同してターミナルケアを行った場合にお支払いいただきます。
- (39) 食費 : 1,800円/日  
施設で提供する食事をお摂りいただいた場合にお支払いいただきます。
- (40) 居住費 : 500円(多床室)又は1,640円(従来型個室)/日  
療養室をご利用の場合にお支払いいただきます。
- (41) 日常生活品費 : 160円/日  
石鹸類、シャンプー、おしぼり、ペーパータオル、濡れタオル等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただいた場合にお支払いいただきます。
- (42) 教養娯楽費 : 120円/日  
レクリエーション等で使用する風船・輪投げ等の遊具や折り紙等の材料、映像・音響等や行事等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただいた場合にお支払いいただきます。
- (43) 電気代 : 100円/日  
個人的に電化製品等をご使用された場合にお支払いいただきます。
- (44) 理美容代 : 実費
- (45) 診断書・文書料 : 所定料金
- (46) 室料差額 : 700円(2人室)又は1,400円(従来型個室)/日  
2人室又は個室をご利用をされた場合にお支払いいただきます。尚、2人室又は個室をご利用の場合は、外出時にもお支払いいただくことになります。
- ※ サービス提供にあたって、利用者又はその家族等に対してサービスの内容、費用等について説明の上、同意をいただきます。
- ※ 利用料金の支払いについては、毎月7日(日・祝祭日の場合は翌日)に前月分の請求書を発行しますので、発行月の月末までにお支払いください。(会計時間 8:30~17:00)  
また、お支払い方法は原則として窓口にて現金でお願いいたします。

## 9. 介護保険関係書類

介護保険関係の書類(介護認定更新申請・保険証等)が郵送されてきた場合には、当施設に早めにお持ちください。申請代行、保険証の管理は当施設にて行います。

## 10. 身体の拘束等について

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、また、身体的拘束等の適正化を図るための指針を定め、対策を検討する委員会の定期的な開催及び研修の実施を行います。

## 11. 虐待の防止等について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を定め、対策を検討する委員会の定期的な開催及び研修の実施を行います。

## 12. 褥瘡対策等について

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、発生を防止するための体制を整備します。

## 13. 緊急時の対応について

入所中に容体等の変化があった場合には、事前の打ち合わせにより協力医療機関、救急隊、親族等に連絡をいたします。

## 14. 非常災害対策について

消防計画及び風水害・地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を講じるため、定期的な訓練を実施します。

## 15. 事故発生の防止及び発生時の対応について

当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、事故発生防止のための委員会の定期的な開催及び研修を実施します。また、サービス提供中に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行うとともに、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

## 16. 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行います。また、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び研修、訓練等を実施します。

## 17. ジェネリック医薬品への変更について

当施設では、入所者の医薬品の管理として、ジェネリック医薬品を有効的に使用いたします。ご不明な点がございましたら、看護職員等までお問い合わせください。

## 18. 協力医療機関

(1) 真岡病院 : 栃木県真岡市荒町3-45-16

(2) みやもと歯科医院 : 栃木県真岡市東光寺3-14-3

電話番号 0285-84-6311

電話番号 0285-80-2880

## 19. 当施設のご利用の際の留意頂く事項

- (1) 面会 : ご面会の際は、時間(10:00~20:00)をお守り頂き、面会簿にご記入をお願いします。尚、感染症等の流行期等におきましては、ご面会を制限又は禁止する場合がございます。
- (2) 外出・外泊 : 外出・外泊の際は、「外出・外泊許可願」をご記入の上、サービスステーションまでご提出ください。
- (3) 医療機関への受診 : 医師の診断により、医療機関受診が必要な場合は、協力医療機関を中心に紹介します。その場合には予めご家族等に連絡いたしますが、連絡が取れない場合には、医療機関への受診を優先いたしますのでご了承ください。また、他科(歯科・眼科等)受診を希望される場合は、施設医師の許可及び情報提供書等が必要となりますので、事前にお申し出ください。
- (4) 療養室・設備・器具 : 施設内の療養室や設備、器具類は本来の用途に従ってご利用ください。これに反して、ご利用により破損等が生じた場合には弁償していただく場合がございます。
- (5) 喫煙・飲酒 : 敷地内禁煙となっております。ご入所中の喫煙はできません。また、飲酒につきましても、原則できませんので、予めご了承ください。
- (6) 迷惑行為 : 暴力・騒音等、他の入所者等の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- (7) 宗教・政治活動 : 施設内で他の入所者等に対する宗教及び政治活動はご遠慮願います。
- (8) 動物飼育 : 施設内へのペットの持ち込み及び飼育は固くお断りいたします。
- (9) 退所 : 次に掲げる場合には、入所利用終了とさせていただきます。
  - ① 入所者が要介護認定において、自立又は要支援と認定された場合。
  - ② 当施設において、定期的実施される入所継続検討会議等により、退所して居宅において生活が可能と判断された場合。
  - ③ 入所者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供が困難と判断した場合。
  - ④ 入所者及び家族等が、本契約に定める利用料金を2ヶ月分滞納し、その支払いを督促したにも関わらず、10日間以内に支払わない場合。
  - ⑤ 入所者が当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
  - ⑥ 入所者及び家族等が職員に対して、カスタマーハラスメントと判断される言動等があった場合。
  - ⑦ 天災、災害、施設・設備等の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用していただくことが出来ない場合。

## 20. 相談・苦情の受付

・当施設には支援相談の専門員として、支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

担当者 : 菊地 貴雄 ・ 岡島 紀子

受付時間 : 月曜日～土曜日(祝祭日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時30分

電話番号 : 0285-83-6161

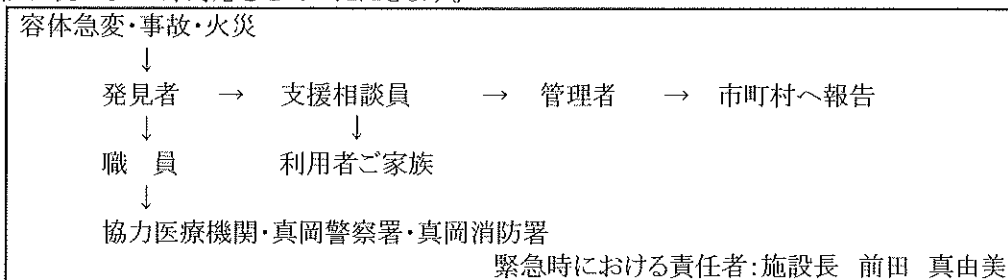
・要望や苦情等は、支援相談員にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、玄関に備え付けの「ご意見箱」をご利用いただくことも可能です。

・行政機関その他苦情受付窓口

- (1) 真岡市役所 高齢福祉課 介護保険係 : 栃木県真岡市荒町5191  
電話番号 0285-83-8094
- (2) 栃木県運営適正委員会 : 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内  
電話番号 028-622-2941

21. 緊急時の対応

下記に従いまして、対応させていただきます。



ただし、状況によっては変更する場合がございます。

その他のことにつきましても事務室までお気軽にご相談ください。

22. 個人情報の保護について

当施設では、ご利用者さまに安心して介護サービス及び医療を受けていただくために、安全な介護・医療を提供するとともに、ご利用者さま及びご家族さまの個人情報の取り扱いに関しても万全の体制で取り組んでおります。

尚、詳細につきましては、別紙「個人情報取り扱いの方針」及び「当施設における個人情報の利用目的」をご参照ください。